

公益通報等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人山村学園（以下 学園という。）の業務に関し、法令、学校法人山村学園寄附行為若しくは学内諸規定に違反する行為、又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資することを目的とする。

(コンプライアンス窓口)

第2条 学園は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）に応じるため、法人本部にコンプライアンス窓口を設置する。

2 学園の教職員、学園の指揮命令下にある派遣労働者及び学園と第三者との間の契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者（以下「教職員等」という。）は、コンプライアンス窓口において、公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2 教職員等は、公益通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第4条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 コンプライアンス窓口において、教職員等から法令違反行為に関する相談を受けた場合は、法人本部は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第6条 コンプライアンス窓口において、教職員等から法令違反行為に関する通報を受けた場合は、法人本部は遅滞なく、その調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 法人本部長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該教職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第7条 法人本部は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 法人本部は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 法人本部長及び監査担当者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第8条 法人本部長及び監査担当者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - ② 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - ③ 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - ④ 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - ⑤ 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。
- 2 法人本部長及び監査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第9条 法人本部長は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、公益通報等を行った教職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長に報告しなければならない。

- 2 法人本部長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 4 法人本部長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 学園は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教

職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 教職員等は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第11条 法令違反行為に関与していた教職員等が、法人本部がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(その他)

第12条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。
この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。